

一般社団法人熊本県宅地建物取引業協会
会長 西釜 博文 様

熊本県健康福祉部健康福祉政策課長

補修型みなし応急仮設住宅における「入居時修繕負担金に係る申出書」の
提出期限の延長について

熊本地震の発生以降、貴会におかれましては、被災者に対する民間賃貸住宅の情報提供等に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、補修型みなし応急仮設住宅に係る補修工事完了報告書の提出期限の延長については、平成28年10月21日付け事務連絡でお知らせしたところですが、現在でも施工業者が不足している状況であり、多くの民間賃貸住宅において補修工事の完了が遅れている状況にあります。

一方、みなし応急仮設住宅の申込みは、12月に入っても1日20件以上続いており、今後も被災者に対する住宅の確保が求められるところです。

つきましては、下記のとおり入居時修繕負担金に係る申出書（以下「申出書」という。）の提出期限を延長しましたので、貴会員様への周知をお願いします。

記

1 申出書の提出期限

平成28年12月13日（火）から平成29年3月31日（金）に延長

2 留意事項

- ・平成29年3月31日（金）までに補修工事完了報告書を提出できない場合には、同日までに申出書の提出が必要となります（申出書の提出がない場合には補修費支援の対象にはなりません。）
- ・貸主（又は管理者等）と被災者が入居について合意の上、申出書を提出する必要があります（入居者未定の場合は申出書の提出はできません）。
- ・補修工事完了報告書の提出期限については、今後の提出状況や工事の進捗状況等に応じて設定する予定です。
- ・補修工事は入居前に行うことが原則ですが、やむを得ない事情がある場合には、入居後、できるだけ速やかに完了する必要があります。なお、入居者の退去後に行った工事については、原則として補修費支援の対象にはなりません。

【問い合わせ先】

〒862-8570

熊本市中央区水前寺 6-18-1

熊本県健康福祉部

健康福祉政策課すまい対策室

担当：東、井

Tel：096-333-2818

Fax：096-384-3160